

# Weekly Report

第415号  
平成29年7月3日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 相続等の土地評価額の基準となる路線価

本日、相続税や贈与税において土地の評価額を算定する際の基準となる29年分の路線価（及び評価倍率）が公表されます。

### ◆相続等で取得した土地の評価方法は

路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価格のことで、相続等で取得した土地の評価方法は、路線価方式と倍率方式があります。

路線価方式は、路線価が定められている土地の評価方法で、路線価を土地の形状等に応じて補正した後に、その土地の面積を乗じて計算します。一方、路線価が定められていない土地は評価倍率を用いた倍率方式となり、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて算出します。

なお、路線価等は、国税庁HPで閲覧できます。

### ◆住宅用宅地等に係る「小規模宅地等の特例」

27年に相続税の基礎控除額が「3千万円＋600万円×法定相続人数」に引下げられたため、土地等を相続する場合は「小規模宅地等の特例」を適用できるかどうかポイントになり

ます。

この特例は、被相続人（亡くなった方）の居住または事業用の宅地等を相続人により取得した場合、一定要件を満たせば相続税評価額を大幅に減額できる制度で、居住用宅地等であれば330㎡まで評価額を80%減額できます。

居住用宅地等について特例を適用できるのは、被相続人の配偶者や、被相続人と同居していた親族が取得した場合となりますが、配偶者や同居親族（法定相続人に限る）がいない場合で、相続開始前3年以内に自己所有の家屋に居住したことがない方であれば、同居していない親族でも適用できます。

## 来月から年金受給資格期間が10年以上に

老齢基礎年金は、受給資格期間を満たす場合に原則65歳から受給できます。これまで受給資格期間は原則25年（300月）以上となっていましたが、改正年金機能強化法により、今年8月から原則10年（120月）以上あれば、老齢年金を受け取ることができるようにねります。

なお、受給資格期間は、①国民年金や厚生年金の保険料を納付した期間（専業主婦など代3号被保険者の期間を含む）、②国民年金保険料の納付免除等を受けた期間（免除等の種類によって受給額にも反映）、③外国居住していた場合などの合算対象期間（受給額には反映無し）、を合計した期間となります。

## ★★★7月のチェックポイント★★★

※納期の特例の承認を受けている企業（従業員数が常時10人未満）の源泉所得税（1月～6月分）は7月1日（月）が納付期限です。

※健保・厚生「被保険者報酬月額算定基礎届」の提出期限は7月1日～10日です（来初日指定等の事業所を除く）。

※「労働保険の年度更新」の申告及び保険料納付等の手続き7月10日が期限です。

※夏場の健康管理に配慮します。特に、屋外での作業や外回りの社員には熱中症の注意を。